

事 務 連 絡
平成23年12月1日

木材関係団体 御中

今冬の九州電力管内の数値目標を伴う節電期間の見直しについて

林野庁林政部林政課長

日頃より、森林・林業行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先般、「今冬の電力需給対策及び節電等への御協力をお願いについて」（平成23年11月22日付け23林政政第493号林野庁長官通知）において、九州電力管内における数値目標を伴う節電期間の開始日について、12月19日（月）とお知らせしたところです。

平成23年11月24日付けで、九州電力が玄海原子力発電所4号機の定期検査開始日を法定期限（13ヶ月）である12月25日とすることを決定したことに伴い、九州電力の需給バランスを再精査したところ、玄海4号機の定期検査開始日までは一定の供給力が確保される見通しとなりました。

そのため、別添のとおり、九州電力管内における数値目標を伴う節電期間の開始日を、当初の12月19日（月）から12月26日（月）に変更することが決定されました。

貴団体におかれましては、このことについて、貴団体会員企業に対し、周知いただくようお願い申し上げます。

林野庁林政部林政課総務班
電話：03-6744-1777



今冬の九州電力管内の数値目標を伴う節電期間の 見直しについて

平成 23 年 11 月 24 日
電力需給に関する検討会合決定

平成 23 年 11 月 24 日付けで、九州電力が玄海原子力発電所 4 号機の定期検査開始日を法定期限（13 ヶ月）である 12 月 25 日とすることを決定したことに伴い、九州電力の需給バランスを再精査したところ、玄海 4 号機の定期検査開始日までは一定の供給力が確保される見通しとなった。

そのため、「今冬の電力需給対策について（平成 23 年 11 月 1 日第 3 回電力需給に関する検討会合）」で定めた九州電力管内における数値目標を伴う節電期間の開始日を、当初の 12 月 19 日（月）から 12 月 26 日（月）に変更することとする。